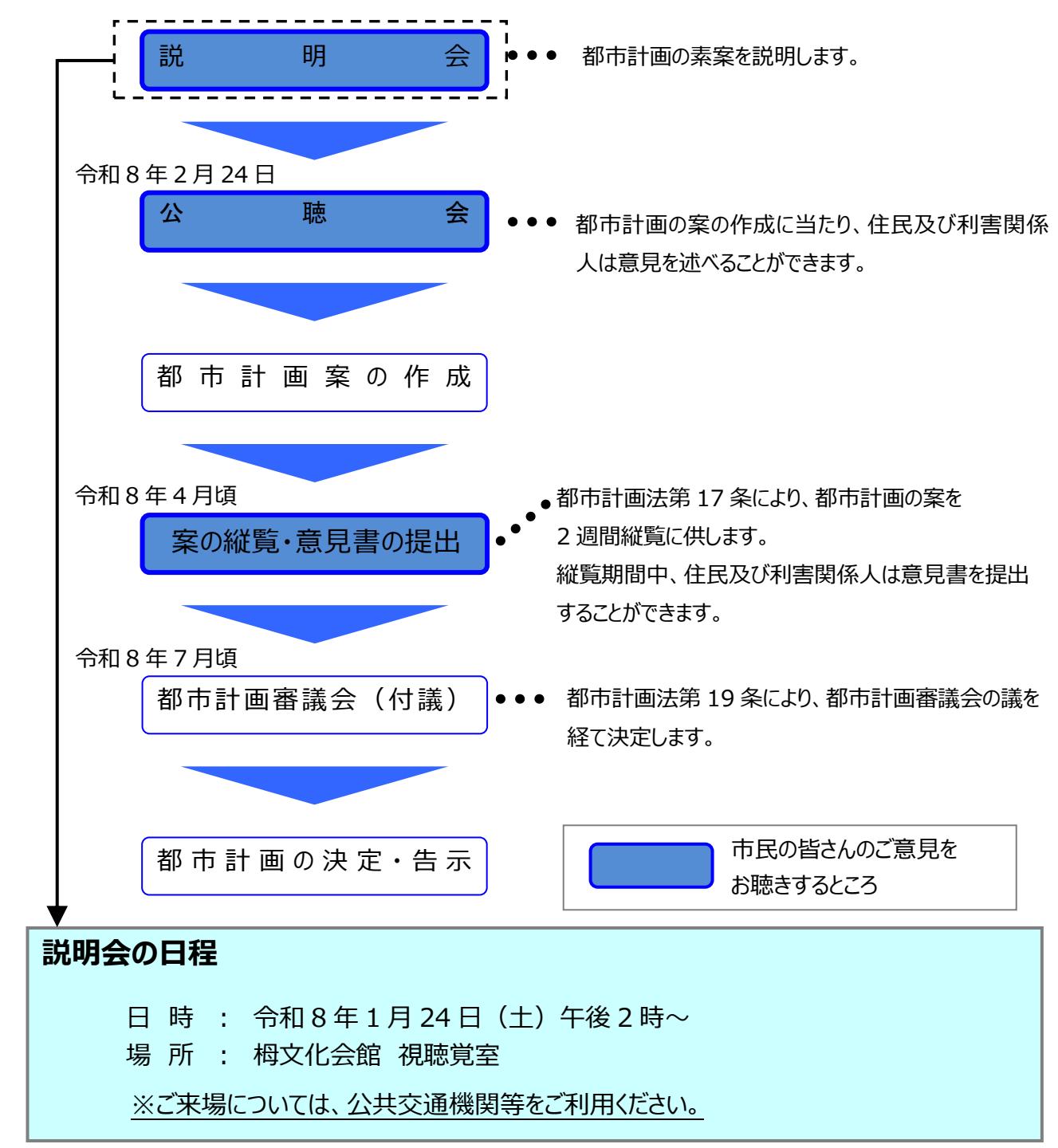


## 5. 都市計画手続きの流れ



## 6. お問合せ先 9:00～17:30（ただし、土・日曜日、祝日は除く）

(特別緑地保全地区に関すること) 公園緑地整備課  
TEL072-228-7424 FAX 072-228-1336

(都市計画手続きに関すること) 都市計画課  
TEL072-228-8398 FAX 072-228-8468

## 南部丘陵における特別緑地保全地区の区域の変更（素案）について

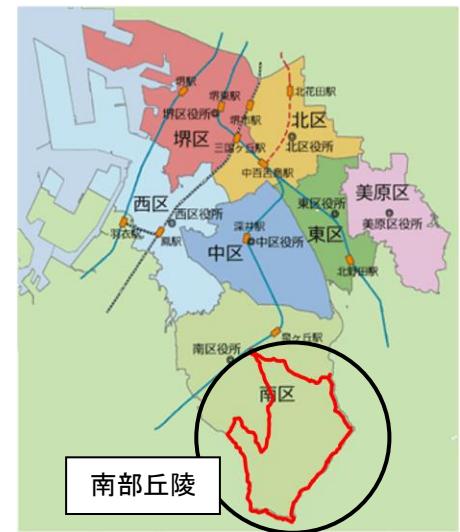
### 1. 南部丘陵における緑地保全の取組

市南部に位置する南部丘陵には、次代に保全・継承すべき自然豊かな一団の緑地が存在しています。

南部丘陵の緑地保全の仕組みづくりについては、堺市緑の政策審議会から答申（平成24年11月）を受け、『堺市緑の基本計画』において、唯一の豊かな里山環境が残されたエリアとし、緑地保全に関する施策や事業が位置づけられています。

そこで、令和2年2月に特に開発圧力が高く、緑地の減少が危惧される地区であった鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区を指定しました。

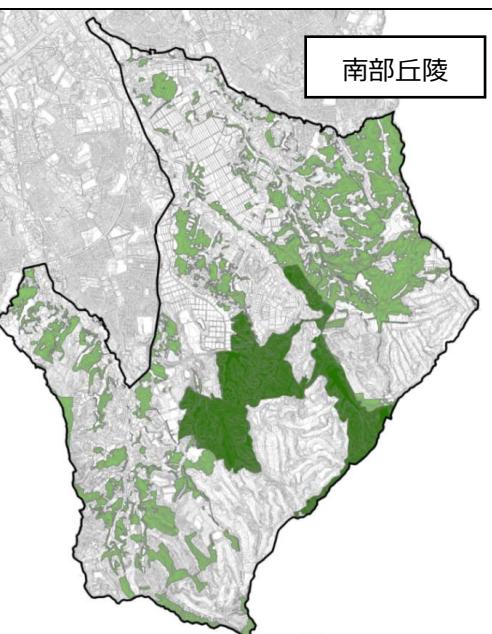
今後より一層、南部丘陵における緑地保全を推進するため、新たに特別緑地保全地区の追加を行うものです。



### 2. 答申の内容及び特別緑地保全地区の指定の考え方

#### ○堺市緑の政策審議会答申内容（一部抜粋）

- ・南部丘陵において保全優先地区（約160ha）を抽出。
- ・保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は特別緑地保全地区である。しかしながら、直ちに全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましい。
- ・特別緑地保全地区の指定に至るまでは、維持管理・活用を踏まえた緑地保全制度と併用して総合的に進めることが望ましい。



#### ○特別緑地保全地区の指定による効果

「特別緑地保全地区」を指定することで、建築行為など一定の行為の制限などにより一団の緑地等を保全し、豊かな緑を次代に継承することができます。

#### ○特別緑地保全地区の指定の考え方

保全優先地区において、当該地域の池や河川等の流域となる緑地を一体的に保全するため、既に特別緑地保全地区に指定した区域の周辺をはじめとし、条件が整った場所から順次、指定を進める。

凡例	
	南部丘陵 約1,600ha
	保全優先地区 (特に保全を優先すべき地区) 約160ha

### 3. 特別緑地保全地区の区域の変更（素案）の内容

本市では、「堺市緑の基本計画」の施策として、南部丘陵の豊かな自然環境の保全を図るために、「都市緑地法」や「堺市緑の保全と創出に関する条例」などに基づく緑地保全制度を活用し、保全することとしています。

本地区は、石津川水系・明正川の源流域に位置し、風致及び景観が優れしており、動植物の生息地及び生育地である緑地を保全するとともに、当該地域住民の健全な生活環境を確保するために、新たに特別緑地保全地区の追加を行うものです。

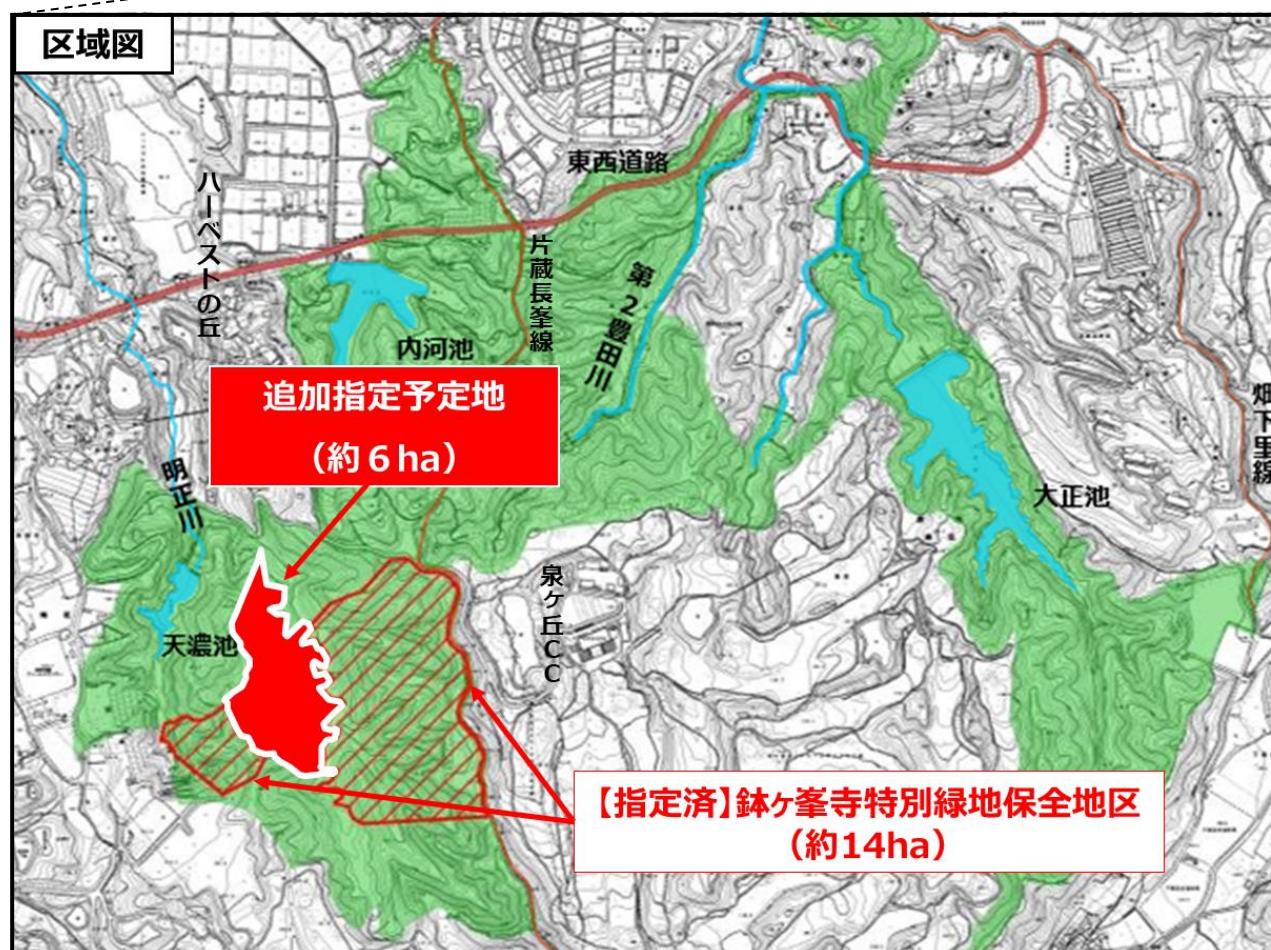
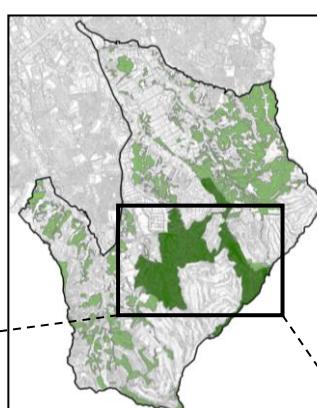
#### ○ 位置

堺市南区豊田の一部

本地区は、堺市の南部に位置する丘陵部にあり、泉北高速鉄道 梅・美木多駅より南東約 4.5 km に位置する市街化調整区域です。

#### ○ 名称 / 面積 / 区域

鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区 / 約 20ha (約 14ha は指定済み) / 区域図のとおり



### 4. 特別緑地保全地区とは

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区です。

#### 特別緑地保全地区内では

##### ● 行為の制限

特別緑地保全地区内では、緑地の保全を目的として、都市緑地法により、原則現状のまま永続的に緑地を保全していただくことになります。

そのため、次の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
2. 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 ※

※ 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第1項に規定する廃棄物

再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律 第2条第4項に規定する再生資源

##### ● 許可の基準

市長は、許可の申請があった場合、緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をすることができません。

ただし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、都市計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

##### ● 損失補償

上記行為の許可を受けることができないため、損失を受けたものがある場合、市は、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。

##### ● 土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、市に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。

この場合、当該緑地の保全上必要があると認めるものについては、市がその土地を買入れます。